

特定技能介護人材のご提案

2026年6月吉日

介護事業所 理事長 施設長 人事ご担当者様

面接可能な介護人材 24名をご紹介します。

介護現場では、求人を出しても応募がない、若い職員が採用できない、夜勤対応できる職員が不足しているといった課題を抱える施設が増えています。



**介護の仕事を
私たちに
やらせてください**

特定技能介護人材 **24名**をご紹介します

- ☑ 介護試験合格者
- ☑ 20代中心の若い人材
- ☑ 日本語試験合格者
- ☑ 長期就業を希望
- ☑ 介護経験者多数
- ☑ オンライン面接可能

24名全員のプロフィール(顔写真・履歴書・職歴書)を
無料でお送りいたします!

外国人材 サポート担当

介護現場の**人手不足解決**を、私たちがサポートします!

奈良県内の介護施設様へ (奈良県内介護事業所様 ご紹介実績 30名以上)

- ☑ 求人を出しても応募が少ない
- ☑ 若い人材が採用できない
- ☑ 夜勤職員の確保に苦労している
- ☑ 外国人採用に興味はあるが不安がある

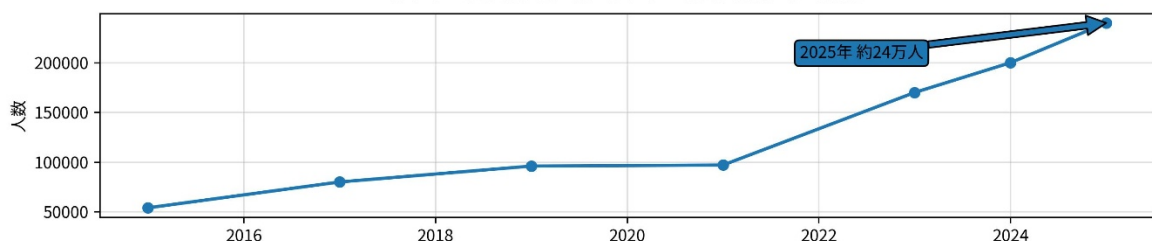
このようなお悩みは御座いませんか?

採用支援・在留資格申請・生活支援・定着支援まで一貫して対応いたします。

【無料】今なら全員の顔写真入り履歴書を即日メールにてお送りいたします。



日本で活躍するネパール人材の増加



出典：出入国在留管理庁『在留外国人統計』を基に作成

現在こんな人材をご紹介します

日本語 N3 レベル人材 10 名在籍



■ 人材の特徴

- ・平均年齢 25 歳 女性 16 名、男性 8 名
- ・介護・病院経験者数名、家族の介護経験者多数
- ・日本での長期就業を希望
- ・一般的なネパール人について
 - 日本で働く意欲が高い（国内での収入が低い）
 - 高齢者を敬う文化がある
 - 明るく協調性が高い
 - 日本語学習に熱心

■ ご紹介人材の一例

- 22 歳 女性 教員経験 2 年
- 21 歳 女性 病院での清掃経験 2 年
- 28 歳 女性 家事手伝（家族の介護）経験 2 年以上
- 24 歳 女性 家事手伝（家族の介護）経験 2 年以上
- 25 歳 女性 病院の看護経験 4 年以上
- 22 歳 女性 病院の介護経験（介護ヘルパー）3 年以上
- 23 歳 女性 ショップ店員 3 年以上
- 31 歳 女性 病院の介護経験（介護ヘルパー）2 年以上

■ このような施設様におすすめです

- 若い職員を採用したい
- 人材不足を解消したい
- 将来的に介護福祉士取得を目指す人材を育成したい
- 外国人採用を検討している

24 名全員の顔写真・履歴書・職歴書・日本語レベル資料を無料でお送りいたします。
また、中でも日本語 N3 レベルの人材も 10 名在籍。お早めにご相談くださいませ。

サンホワイト太陽炭株式会社
有料職業紹介事業許可番号 29-ユ-300137
登録支援機関 19 登-001244
担当 白崎
TEL : 0742-53-0133

Mail : workinjapan@sumiten.com <https://sumitenjob.com/>

外国人採用費用の比較（介護業種）

◇外国人ご紹介費用比較（費用は外税）

	EPA 実習生	技能実習生	他社特定技能1号	弊社特定技能1号
特色	インドネシア・ベトナム・フィリピン人のみ	本国への技能移転 2027年度廃止、育 成就労制度へ移行	人材不足の指定19 業種のみ認められ た労働ビザ	同左
就業期間	3～4年	3～5年	5年～（最長6年）	同左
初期費用	20～30万円/人	51～92万円/ 人	30～100万円/ 人	10万円+片道航空（約8 万円）=約18万円
月額支援 費用	2万円/月人	3～4万円/月人 +ビザ更新費用別	2～4万円/月人 +ビザ更新費用別	2万円/月人
外国人への 給料	最低時給以上 +残業・休出等	最低時給以上 +残業・休出等	日本人職員と同等 もしくはそれ以上	同左
その他	実習生は労働者ではありません。また介護の技術を学んでも、帰国後本国には介護の仕事はありません。加えて外国人はあくまでも就業目的の出稼ぎですので、高い給料の仕事を目指します。特定技能へ移行の前段階の位置づけ		5年間が就業期限ですが、就業中に介護福祉士を取得すれば、「介護ビザ」に変更が可能になり、就業期限が無くなります。2026年より、最後に受験した同試験の80%等、一定のレベル以上であれば、特定技能が1年延長されます。 施設介護での経験が1年以上、初任者研修修了者は、訪問介護にも就業可能となります。	

◇その他別途支援費用（○内数字は、支援計画の概要項目）

内容	ご請求費用	単位
支援計画書作成補助	無料	1社あたり
② 空港への送迎	20,000 円	1回につき
③ 住居確保・生活に必要な契約支援	10,000 円	1回につき
④ 生活オリエンテーション（8H）	30,000 円	1回につき
⑤ 公的手続きへの同行	10,000 円	1回につき



*自社で実施頂く場合、費用は発生いたしません。

◇その他

通訳者手配	20,000 円	一日あたり
ビザ更新取次費用	印紙代 5,500 円+往復簡易書留 郵便代のみご負担下さい	一人あたり5年間、 2～4回の更新

◇月額支援費用

⑧ 定期面談・報告書作成・入管提出	無料	一人につき・1年毎
-------------------	----	-----------

支援計画の概要②



①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報

